

同一ワクチンにおける 接種間隔について

平成25年10月17日(木)
厚生労働省結核感染症課

同一ワクチンの予防接種の接種間隔について

接種方法の設定に対する考え方

- 予防接種法に基づく予防接種は、副反応が生じうる接種行為を公権力によって積極的に勧奨する行為であることから、接種方法についても厳格な適用が求められる。
- そのため、疾病の予防及びワクチンの有効性・安全性の観点から、最も適切と考えられる接種間隔について、治験等で検証された内容を踏まえ規定されている。

接種間隔を超えたために接種機会を逃した者への現行の対応

- 発熱や急性疾患等のやむを得ない事情により接種が出来なかった場合には、その要因が解消された後、速やかに接種した場合、当該接種間隔を超えて接種したとしても接種間隔内における接種とみなして定期の予防接種として取り扱われている。

近年の状況

近年、新たなワクチンが導入されていることに伴い、予防接種のスケジュールが過密化しており、必要なワクチンを接種する機会を逃してしまう場合がある現状を踏まえた対応が求められている。

同一ワクチンの接種間隔の緩和に関する対応方針（案）

通常の接種間隔を超えてしまった場合におけるワクチンの有効性・安全性について、医学的な知見を整理した上で、同一ワクチンの接種間隔の緩和に向けた検討を行いたいと考えるが、いかがか。

現在、接種間隔に上限が設けられている定期接種の実施方法（実施規則、実施要領）

ワクチン	接種時期・方法
ジフテリア 百日咳 ポリオ 破傷風	第1期 初回接種：20日から56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回（標準的には初回接種終了後12月に達した時から18月に達するまでの期間）
Hib	初回接種開始時に生後2月から7月に至るまでの間にある者の場合 初回接種：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日までの間隔をおいて3回 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおいて1回
肺炎球菌 （小児）	初回接種開始時に生後2月から7月に至るまでの間にある者の場合 初回接種：生後12月までに、27日以上の間隔をおいて3回 追加接種：生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回（標準的には生後12月から生後15月に至るまでの間）
日本脳炎	第1期 初回接種：6日から28日までの間隔をおいて2回 追加接種：初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回（標準的には4歳に達した時から5歳に達するまでの期間）
子宮頸がん予防 （HPV）	2価ワクチン：初回接種は1月から2月半までの間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月から12月までの間隔をおいて1回 4価ワクチン：1月以上の間隔をおいて2回接種した後、3月以上の間隔をおいて1回

注）肺炎球菌については、平成25年11月1日以降の規則を記載